鳥取市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２９年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第７４号

鳥取市屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取市屋外広告物条例（平成２４年鳥取市条例第３号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３章　監督（第１６条―第２５条）」を「第３章　監督（第１６条―第２５条）
第３章の２　屋外広告業の登録等（第２５条の２―第２５条の１８）」に、「第３１条・第３２条」を「第３１条―第３２条」に、「第３６条」を「第３８条」に改める。

第６条第４項中「又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示し、又は設置する」を「、自己の事業若しくは営業の内容又は自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表において「自己の氏名等」という。）を表示するための」に改める。

第１１条を削り、第１０条を第１１条とし、第９条の次に次の１条を加える。

（広告物等の完了届）

第１０条　第５条第１項の規定による許可を受けた者は、当該広告物の表示又は掲出物件の設置が完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

ただし、市長が必要がないと認めたときは、この限りでない。

第３章の次に次の１章を加える。

第３章の２　屋外広告業の登録等

（屋外広告業の登録）

第２５条の２　市内で屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

２　前項の登録の有効期間は、５年とする。

３　前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

４　前項の更新の登録の申請があった場合において、第２項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分が行われないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分が行われるまでの間は、なおその効力を有する。

５　前項の場合において、更新の登録が行われたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第２５条の３　前条第１項又は第３項の規定による登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

⑴　氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

⑵　市内において営業を行う営業所の名称及び所在地

⑶　法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

⑷　未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者及び役員の氏

名）

⑸　第２５条の１１の規定により第２号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称

２　前項の申請書には、登録申請者が第２５条の５第１項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第２５条の４　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第１項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。

⑴　前条第１項各号に掲げる事項

⑵　登録年月日及び登録番号

２　市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知するものとする。

（登録の拒否）

第２５条の５　市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第２５条の３の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

⑴　第２５条の１５第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者

⑵　第２５条の２第１項又は第３項の登録を受けて屋外広告物業を営む者（以下「屋外広告業者」という。）のうち法人であるものが第２５条の１５第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内に当該屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの

⑶　第２５条の１５第１項の規定により営業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者

⑷　この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者

⑹　屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

⑺　法人でその役員のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者があるもの

⑻　第２５条の３第１項第２号の営業所ごとに第２５条の１１の規定による業務主任者を選任していない者

２　市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知するものとする。

（登録事項の変更の届出）

第２５条の６　屋外広告業者は、第２５条の３第１項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から３０日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。ただし、当該届出が第２５条の３第１項第３号から第５号までに掲げる事項の変更に係るものである場合において、当該変更後に当該屋外広告業者が前条第１項各号のいずれかに該当することとなるときは、この限りでない。

３　第１項の規定により市長に提出する届出書には、同項の規定による届出に係る事項が前条第１項各号のいずれにも該当しないものであることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

第２５条の７　市長は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

（廃業等の届出）

第２５条の８　屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第１号の場合にあっては、その事実を知った日）から３０日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

⑴　死亡した場合　その相続人

⑵　法人が合併により消滅した場合　その法人の代表者であった者

⑶　法人が破産手続開始の決定により解散した場合　その破産管財人

⑷　法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合　その清算人

⑸　市内において屋外広告業を廃止した場合　屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人の代表者

２　屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）

第２５条の９　市長は、前条第２項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第２５条の１５第１項の規定により登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消するものとする。

（講習会）

第２５条の１０　市長は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を行わなければならない。

２　市長は、前項の規定に基づいて開催する講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。

３　前２項に定めるもののほか、第１項の講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

（業務主任者の選任等）

第２５条の１１　屋外広告業者は、第２５条の３第１項第２号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

⑴　法第１０条第２項第３号イに規定する試験に合格した者

⑵　前条第１項の講習会の課程を修了した者

⑶　他の都道府県又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市が行う法第１０条第２項第３号ロの講習会の課程を修了した者

⑷　職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）第２０条に規定する公共職業訓練若しくは同法第２４条第３項に規定する認定職業訓練で広告美術科に係るものを修了した者、同法第２８条第１項の職業訓練指導員の免許で広告美術科に係るものを受けた者又は同法第４４条第１項の技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者

⑸　市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者

２　業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関する業務を行うものとする。

⑴　この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

⑵　広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

⑶　第２５条の１３に規定する帳簿の記載に関すること。

⑷　前３号に掲げるもののほか、屋外広告業の業務の適正な実施の確保に関すること。

（標識の掲示）

第２５条の１２　屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載し

た標識を掲げなければならない。

（帳簿の備付け等）

第２５条の１３　屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第２５条の１４　市長は、市内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

（登録の取消し等）

第２５条の１５　市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は６月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

⑴　不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。

⑵　第２５条の５第１項第２号又は第４号から第８号までのいずれかに該当することとなったとき。

⑶　第２５条の６第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により登録を取り消し、又は営業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を屋外広告業者に通知するものとする。

（監督処分簿の備付け等）

第２５条の１６　市長は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供するものとする。

２　市長は、前条第１項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処

分簿に当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載するものとする。

（報告及び検査）

第２５条の１７　市長は、特に必要があると認めるときは、市内で屋外広告業を営む者に対し、その営業につき、必要な報告を求め、又はその命じた者に営業所その他その営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（鳥取県の登録を受けた者に関する特例）

第２５条の１８　第２５条の２から第２５条の９まで及び第２５条の１５の規定は、鳥取県屋外広告物条例（昭和３７年鳥取県条例第３１号。以下「県条例」という。）第１０条の２第１項又は第３項の登録を受けている者には、適用しない。

２　前項に規定する者であって市内で屋外広告業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、第２５条の２第１項の登録を受けた屋外広告業者とみなしてこの条例の規定を適用する。

３　第１項に規定する者は、市内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったとき、又は市内で屋外広告業を廃止したときも同様とする。

４　屋外広告業者が前項の届出をしたときは、その者に係る第２５条の２第１項又は第３項の登録は、その効力を失う。

５　市長は、第１項に規定する者であって市内で屋外広告業を営むものが、第２５条の１５第１項第２号から第４号までのいずれかに該当するときは、その者に対し、６月以内の期限を定めて市内における営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

６　第２５条の１５第２項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

７　市長は、第３項の規定による届出（廃止の届出を除く。）があったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を届出簿（次項において「特例屋外広告業者届出簿」という。）に記載し、一般の閲覧に供しなければならない。

８　市長は、特例屋外広告業者届出簿に記載されている者について、第３項の規定による廃止の届出があったとき、又は県条例の規定に基づく登録がその効力を失い、若しくは取り消されたときは、その者に係る特例屋外広告業者届出簿の記載を抹消しなければならない。

第２６条第２項中「(昭和２２年法律第６７号)」を削る。

第３１条の次に次の１条を加える。

（手数料）

第３１条の２　次の各号のいずれかに該当する者は、鳥取市手数料条例（平成１２年鳥取市条例第１１号）で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

⑴　第５条第１項、第６条第４項又は第８条第１項の規定による許可（第５条第４項（第６条第５項において準用する場合を含む。）の規定により許可の期間を更新する場合を含む。）を受けようとする者

⑵　第２５条の２第１項又は第３項の登録を受けようとする者

⑶　第２５条の１０第１項の規定により市長が行う講習会を受けようとする者

第３５条を削り、第３６条を第３７条とする。

第３４条に次の２号を加える。

⑸　第２５条の６第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

⑹　第２５条の１１第１項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第３４条を第３５条とし、同条の次に次の１条を加える。

第３６条　次の各号のいずれかに該当する者は、２０万円以下の罰金に処する。

⑴　第２４条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項

の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

⑵　第２５条の１７第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第３３条の前の見出しを削り、同条を第３４条とし、第７章中同条の前に次の見出し及び１条を加える。

（罰則）

第３３条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

⑴　第２５条の２第１項又は第３項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

⑵　不正の手段により第２５条の２第１項又は第３項の登録を受けた者

⑶　第２５条の１５第１項の規定による営業の停止の命令に違反して屋外広告業を営んだ者

第３７条の次に次の１条を加える。

（過料）

第３８条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。

⑴　第２５条の８第１項の規定による届出を怠った者

⑵　第２５条の１２の規定による標識を掲げない者

⑶　第２５条の１３の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に県条例第１０条の２第１項又は第３項の登録をし、屋外

広告業を営んでいる者は、この条例の施行の日から６月を経過する日までの間に限り、この条例による改正後の鳥取市屋外広告物条例第２５条の１８第３項に規定する届出をしないで引き続き市内で屋外広告業を営むことができる。

３　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。